『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)』案の概要

第1章 総則(1条から5条)

- 1 位置づけ 障害者基本法の差別禁止の原則を具体化する新規立法
- 2 目 的 障害者基本法の基本的な理念にのっとり、差別の解消 の推進に関する基本事項や措置等を定めることにより、 障害を理由とする差別の解消を推進し、もって分け隔 てのない共生社会の実現に資すること
- 3 定 義 〇障害者 〇社会的障壁 〇行政機関等(国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人) 〇事業者
- 4責 務 〇国、地方公共団体の責務 〇国民の責務
- 5環境整備 行政機関等、事業者は、必要かつ合理的な配慮を行う ための環境の整備に努めなければならない

第2章 基本方針(6条)

- 1<u>基本方針</u> 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する 基本方針を策定
- 2内 容 ○差別解消推進施策の基本的な方向
 - 〇行政機関等が講ずべき措置に関する基本的な事項
 - ○事業者が講ずべき措置に関する基本的な事項
 - 〇その他重要事項
- 3手 続き 内閣総理大臣が基本方針の案を作り、閣議で決定
- <u>4意見聴取</u> ○障害者その他の関係者の意見 ○障害者政策委員会の意見
- 5公表等 ○基本方針の変更の場合は上記を進用

第3章 差別解消措置(7条から13条)

			-			
	差	別			策定者	策定
行為主体	不当な 差別的 取扱い	合理的 配慮の 不提供		基本 方針	政府	義務
行政機関	禁止	提供	<u> </u>	対応	国の行政機関の長 独立行政法人等	義務
等	示止	義務	7	要領	地方公共団体の機関 地方独立行政法人	努力 義務
事業者	禁止	提供努 力義務		対応 指針	主務大臣(行政措置)	義務

- 〇雇用主については障害者雇用促進法の定めによる
- 〇対応要領、対応指針は、基本方針に即し、かつ、予め障害者その 他の関係者からの意見を反映させるための措置をとることが必要
- ○対応指針に定める事項に関しては、主務大臣による報告の徴収、 助言、指導、勧告の行政措置がある

第4章 差別解消支援措置(14条から20条)

- 1 体制整備 国及び地方公共団体による相談と紛争の防止等のため の体制の整備
- 2 啓発活動 国及び地方公共団体による啓発活動
- 3 情報収集 差別とその解消のための取組に対する国による情報の 収集、整理、提供
- 4 障害者
差別解消
支援地域○構成
教育、その他の障害者の自立と社会参加に関
連する分野の事務に従事するもの。その他、
必要と認められるNPO法人、学識経験者等

○事務 情報の交換、相談・差別解消の取組に関する 協議、関係機関等による差別解消の取組

第5章 雑則(21条~24条) 第6章 罰則(25条~26条)

附則 施行日は平成28年4月1日。施行3年後、必要な見直し等

条例との関係 上乗せ、横出し等、条例の内容を拘束するものではない

『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)』案の概要

第1章 総則(1条から5条)

- 1 位置づけ 障害者基本法の差別禁止の原則を具体化する新規立法
- 2 目 的 障害者基本法の基本的な理念にのっとり、差別の解消 の推進に関する基本事項や措置等を定めることにより、 障害を理由とする差別の解消を推進し、もって分け隔 てのない共生社会の実現に資すること
- 3 定 義 〇障害者 〇社会的障壁 〇行政機関等(国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人) 〇事業者
- 4責 務 〇国、地方公共団体の責務 〇国民の責務
- <u>5環境整備</u> 行政機関等、事業者は、必要かつ合理的な配慮を行う ための環境の整備に努めなければならない

第2章 基本方針(6条)

- 1基本方針 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する 基本方針を策定
- 2内 容 ○差別解消推進施策の基本的な方向
 - ○行政機関等が講ずべき措置に関する基本的な事項
 - ○事業者が講ずべき措置に関する基本的な事項
 - ○その他重要事項
- 3手 続き 内閣総理大臣が基本方針の案を作り、閣議で決定
- 4意見聴取 ○障害者その他の関係者の意見 ○障害者政策委員会の意見
- 5公表等 ○基本方針の公表
 - ○基本方針の変更の場合は上記を準用

第3章 差別解消措置(7条から13条)

	差	別			策定者	策定
行為主体	不当な 差別的 取扱い	合理的 配慮の 不提供		基本 方針	政府	義務
行政機関 等	禁止 提供 義務	提供	/ _	対応	国の行政機関の長 独立行政法人等	義務
		7	要領	地方公共団体の機関 地方独立行政法人	努力 義務	
事業者	禁止	提供努 力義務	小	対応 指針	主務大臣(行政措置)	義務

- ○雇用主については障害者雇用促進法の定めによる
- ○対応要領、対応指針は、基本方針に即し、かつ、予め障害者その 他の関係者からの意見を反映させるための措置をとることが必要
- ○対応指針に定める事項に関しては、主務大臣による報告の徴収、 助言、指導、勧告の行政措置がある

第4章 差別解消支援措置(14条から20条)

- 1 体制整備 国及び地方公共団体による相談と紛争の防止等のため の体制の整備
- 2 啓発活動 国及び地方公共団体による啓発活動
- 3 情報収集 差別とその解消のための取組に対する国による情報の 収集、整理、提供
- 4 障害者 O構成 国及び地方公共団体の機関で、医療、介護、 差別解消 教育、その他の障害者の自立と社会参加に関 支援地域 連する分野の事務に従事するもの。その他、 必要と認められるNPO法人、学識経験者等 情報の交換、相談・差別解消の取組に関する 協議、関係機関等による差別解消の取組

第5章 雑則(21条~24条) **第6章** 罰則(25条~26条)

附則 施行日は平成28年4月1日。施行3年後、必要な見直し等

条例との関係 上乗せ、横出し等、条例の内容を拘束するものではない

しょうがい りゅう さべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ しょうがいしゃさべつかいしょうほう あん がいよう 『 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)』案の概要

第1章 総則 (1条から5条)

- 1位置づけ 障害者基本法の差別禁止の原則を具体化する新規立法

- 5 環境整備 行政機関等、事業者は、必要かつ合理的な配慮を行うための環境の整備に努めなければならない

だい しょう さべつかいしょうそ ち じょう じょう 第3章 差別解消措置 (7条から13条)

カッ 早	左侧啃	F /月 7日 트		· 不	(かつ) 3 末/	
	· 差	^{べっ} 別			まくていしゃ 策定者	まくてい 策定
こういしゅたい 行為主体	き当な 差別的 とという。	合理のでは、		基本 基本 方針	政府	* 義務
*************************************	数扱い	提供義務	7 5	たいおう 対応 ようりょう 要領	(に きょうせいきかん ちょう 国の行政機関の長 とくりつき	* 義務 * 努 * 教 多 * 教
じぎょうしゃ 事業者	禁止	提供努力義務		たいおう 対応 ししん 指針	しゅむだいじん ぎょうせい そ ち 主務大臣(行政措置)	義務

- 〇 雇用主については障害者雇用促進法の定めによる。
- 対応要領、対応指針は、基本方針に即じ、かつ、予め障害者その他の関係者からの意見を反映させるための措置をとることが必要。○ 対応指針に定める事項に関しては、主務大臣による報告の徴収、助言、指導、勧告の行政措置がある。

第2章 基本方針(6条)

- 1基本方針 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針 針を策定 針を策定
- 2内 容 ○差別解消推進施策の基本的な方向
 - 行 政機関等が講ずべき措置に関する基本的な事項
 - 〇事業者が講ずべき措置に関する基本的な事項
 - 〇その他重要事項
- 3手続き内閣総理大臣が基本方針の案を作り、閣議で決定
- 4意見聴取 ○障害者その他の関係者の意見 ○障害者政策委員会の意見
- 5公 表 等 o基本方針の公表 o基本方針の変更の場合は上記を準用

第4章 差別解消支援措置 (1 4 条 から2 0 条)

- 2 啓発活動 制の整備および啓発活動
- 3情報収集 差別とその解消のための取組に対する国による情報の 収集、整理、提供

第5章 雑煎(21条~24条) 第6章 罰煎(25条~26条) 解前 施行首は平成28年4月1日。施行3年後、必要な見置し等 条例との関係 ご乗せ、積塩し等、条例の防管を拘棄するものではない

しょうがい りゅう さべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ しょうがいしゃさべつかいしょうほう あん がいよう 『 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法)』案の概要

だい しょう そうそく じょう じょう 第1 章 総則(1 条から5 条)

- 1位置づけ 障害者基本法の差別禁止の原則を具体化する新規立法
- 2<u>自</u> <u>的</u> 障害者基本法の基本的な理念にのっとり、差別の解消の推進に関する基本事項や措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって分け隔てのない共生社会の実現に資すること
- 3定 義 ○障害者 ○社会的障壁 ○行政機関等(国の行政機関、独立 行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人) ○事業者
- 4 黄 務 ○国、地方公共団体の責務 ○国民の責務
- <u>5 環境整備</u> 行政機関等、事業者は、必要かつ合理的な配慮を行うための 環境の整備に努めなければならない

だい しょう さべつかいしょうそ ち じょう じょう 第3章 差別解消措置 (7条から13条)

713 ° T	WE 43 2 13 T 11 2 3 D D			1. M.A. D M.			
	差	別			策定者	策定	
こういしゅたい 行為主体	ネ不・差別な 別なが 取が扱い	会により		基本 方針	政 府	義務	
************************************	取扱い禁止	· 不提供 提供 · 義務	ļ	たいおう 対応 ようりょう 要領	に ぎょうせいきかん ちょう 国の行政機関の長 とくりつぎょうせいほうじんとう 独立 行政 はうじんとう ちほうこうきょうだんたい きかん 地方公共団体の機関	*************************************	
			7	たいおう	ちほうどくりつぎょうせいほうじん 地方独立 行 政法人	義務	
事業者	禁止	提供努力義務	-	対応 ししん 指針	主務大臣(行政措置)	義務	

- 雇用主については障害者雇用促進法の定めによる。
- 〇 対応まずる。対応指針は、基本方針に配し、かつ、予め障害者その他の関係者からの意見を反映させるための措置をとることが必要。〇 対応指針に定める事項に関しては、主務大臣による報告の徴収、助言、指導、勧告の行政措置がある。

第2章 基本方針(6条)

- 1<u>基本方針</u> 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針 針を策定
- 2内 容 〇差別解消推進施策の基本的な方向
 - ○行政機関等が講ずべき措置に関する基本的な事項
 - ○事業者が講ずべき措置に関する基本的な事項
 - ○その他董要事項
- 3手続き 内閣総理大臣が基本方針の案を作り、閣議で決定
- 4意見聴取 ○障害者その他の関係者の意見 ○障害者政策委員会の意見
- 5公表等 o基本方針の公表 o基本方針の変更の場合は上記を準用

第4章 差別解消支援措置 (1 4 条 から2 0 条)

- 2 啓発活動 制の整備および啓発活動
- 3情報収集 差別とその解消のための取組に対する国による情報の 収集、整理、提供